



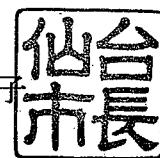
H31環環企第 608 号

令和元年 7 月 8 日

仙台市環境審議会

会長 渡邊 浩文 様

仙台市長 郡 和子



「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について（諮問第 12 号）

「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定にあたり、仙台市環境基本条例（平成 8 年仙台市条例第 3 号）第 30 条第 2 項に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮詢の趣旨

地球温暖化による気候変動や自然災害の増加は、地球規模で解決すべき喫緊の課題となつておる、本市においても、近年は大雨の日数が増加し、昨年には気温が観測史上最高を記録するなど、その影響が表れはじめています。

本市は、令和2年度までを計画期間とする「仙台市地球温暖化対策推進計画」（平成28年3月策定）において、平成27年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえた国の削減目標に上乗せした温室効果ガス削減目標を掲げ、地球温暖化対策を推進しているところです。

国際社会においては、「パリ協定」が定める「産業革命以前からの気温上昇を2℃未満に抑える」という目的を達成するため、世界全体で、温室効果ガスの排出と吸収の均衡に向けた取り組みが加速しています。

国においても、令和元年6月に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すことを掲げています。

また、近年の気候変動による影響の深刻化を踏まえ、平成30年12月には「気候変動適応法」が施行され、これまでの温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」に加え、気候変動による影響にあらかじめ備え、リスクの低減を図る「適応策」を併せて進めいくことが求められています。

こうした状況の中、本市においては、貴審議会の答申を踏まえながら、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するための条例の制定に向けた検討を進めているところです。

今後は、将来における脱炭素社会の実現を見据え、市民や事業者の皆さまとの協働のもと、温室効果ガス排出削減の取り組み等を加速させることが求められます。

このような基本的な認識に立ち、「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定にあたり、本市が達成すべき目標や、必要な施策の内容等について、貴審議会における総合的・専門的な見地からの審議をお願いするものです。